

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年2月26日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第5号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成27年1月14日専決

亀山市長 櫻井義之

印鑑登録業務中における物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成26年12月2日午前11時頃、戸籍市民室員（臨時職員）が印鑑登録の依頼を受け、登録原票に押印するために相手方の印章を預かったところ、手を滑らせ当該印章を床に落下させその縁枠を破損させた。

2 相手方住所及び氏名



3 損害賠償の額

171,000円